

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	二宮町 健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>■予防接種法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める者に対し、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。 ・定期の予防接種を適正に接種したか接種状況を確認し、適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。 ・健康被害の救済措置に関する給付の支給の請求の受理、審査を行う。また、給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、審査を行う。 ・予防接種を受けた場合は、実費の徴収を行う。ただし、全額公費助成する場合は徴収は行わない。実費を徴収する場合、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。 <p>■母子保健法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ・母子の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。 ・母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。 <p>■健康増進法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康の増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。 ・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、受診勧奨及び個別通知等の送付、健診の受付、実費の徴収、医療機関等で実施した各検診(一次、精密)について、健診結果の情報の健康管理システムへの入力・データ管理、一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対する受診勧奨等を行う。 <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル
検診情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <p>別表第一省令第10条、第40条及び第54条</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19項、第56の2項、第69の2項、第102の2の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第13条、第30条</p> <p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、第69の2項、第102の2の項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て・健康課
②所属長の役職名	子育て・健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	二宮町役場 健康福祉部 子育て・健康課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	二宮町役場 健康福祉部 子育て・健康課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月28日	評価実施機関における担当部署	① 健康福祉部 保険医療課/子ども育成課 ② 保険医療課長 中館 恵利子/子ども育	① 健康福祉部 健康づくり課 ② 戸丸 隆司	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 健康福祉部 保険医療課/子ども育成課	二宮町役場 健康福祉部 健康づくり課	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 健康福祉部 保険医療課/子ども育成課	二宮町役場 健康福祉部 健康づくり課	事後	
平成29年7月31日	評価実施機関における担当部署	② 戸丸 隆司	② 神保 和美	事後	その他の項目の変更であり事前提出が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱの1の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり事前提出が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱの2の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり事前提出が義務付けられない
令和1年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	① 健康福祉部 健康づくり課 ② 神保 和美	① 健康福祉部 子育て・健康課 ② 子育て・健康課長	事後	
令和1年6月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部 健康づくり課	二宮町役場 健康福祉部 子育て・健康課	事後	
令和1年6月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 健康づくり課	二宮町役場 健康福祉部 子育て・健康課	事後	
令和1年6月29日	IV リスク対策		追加	事後	
令和1年6月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和1年6月29日	2. 特定個人情報ファイル名	(1) 予防接種ファイル (2) 母子保健ファイル (3) 健康診査ファイル	宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、第56の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第13条、第30条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2 項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	
令和2年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	■母子保健法に基づく事務 ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ■健康増進法に基づく事務 略	■母子保健法に基づく事務 ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ・母子の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。 ・母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。 ■健康増進法に基づく事務 略 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	事前	令和2年6月から、特定個人情報番号86番の情報について、情報提供ネットワークシステムへの接続を開始するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、第56の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）第13条、第30条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	<p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）第13条、第30条</p> <p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項、第69の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	事前	令和2年6月から、特定個人情報番号86番の情報について、情報提供ネットワークシステムへの接続を開始するため。
令和4年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<p>■予防接種法に基づく事務 ・政令で定める者に対し、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。 ・定期の予防接種を適正に接種したか接種状況を確認し、適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。 ・健康被害の救済措置に関する給付の支給の請求の受理、審査を行う。また、給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、審査を行う。 ・予防接種を受けた場合は、実費の徴収を行う。ただし、全額公費助成する場合は徴収は行わない。実費を徴収する場合、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。</p> <p>■母子保健法に基づく事務 ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ・母子の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。 ・母子健診情報の管理、統計報告資料作成、</p>	事前	
			<p>データ分析を行う。</p> <p>■健康増進法に基づく事務 ・住民の健康の増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。 ・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診（胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん）の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、受診勧奨及び個別通知等の送付、健診の受付、実費の徴収、医療機関等で実施した各検診（一次、精密）について、健診結果の情報の健康管理システムへの入力・データ管理、一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対する受診勧奨等を行う。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>		
令和4年3月11日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事前	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）第13条、第30条</p> <p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項、第69の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	<p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19項、第56の2項、第69の2項、第102の2の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）第13条、第30条</p> <p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、第69の2項、第102の2の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	事前	
令和4年3月11日	IIの1の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事前	
令和4年3月11日	IIの2の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事前	